

柏崎刈羽原子力発電所 7 号機の特定重大事故等対処施設に関する  
設計及び工事計画にかかる軽微変更届出書の提出について

2026 年 2 月 25 日

東京電力ホールディングス株式会社

当社は、本日、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第 43 条の 3 の 9 に基づき、柏崎刈羽原子力発電所 7 号機の特定重大事故等対処施設に関する設計及び工事計画の軽微変更届出書を原子力規制委員会へ提出しました。

今回の届出は、2025 年 9 月 29 日に認可を受けた柏崎刈羽原子力発電所 7 号機の特定重大事故等対処施設に関する設計及び工事計画（4 分割のうち第 3 回申請）について、一部記載の適正化を行うものです。

引き続き、同委員会による審査に真摯かつ丁寧に対応するとともに、福島第一原子力発電所の事故から得られた教訓を踏まえ、更なる安全性、信頼性の向上に努めてまいります。

○ 特定重大事故等対処施設

原子炉建屋等への故意による大型航空機の衝突、その他のテロリズムに対して原子炉格納容器の破損を防止するために必要な原子炉圧力容器の減圧、注水機能や原子炉格納容器の減圧・冷却機能等を備えた施設

以 上